

第12回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成16年1月15日（木） 午後1時58分～4時17分

●会場 各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈報告事項〉

報告第16号 第4回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果について

〈継続協議事項〉

協議第18号 地方税（都市計画税）の取扱いについて

協議第43号 児童福祉事業の取扱いについて

協議第46号 上・下水道事業（下水道）の取扱いについて

協議第47号 上・下水道事業（上水道）の取扱いについて

〈協議事項〉

協議第54号 「川島地区振興基金」の設置について

協議第55号 その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）の取扱いについて

協議第56号 環境事業（ごみ処理事業、し尿処理事業）の取扱いについて

協議第57号 環境事業（火葬業務）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○「合併協議項目」の協議状況について

○今後の合併協議会等の開催日程について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	横山隆一郎	白木 博	星野鉄夫	長谷川匡一
	武藤孝子	松原史尚	小森利八郎	尾関益男
	野田 功	小島 武	苅谷彰三	村井宏行
	田中露美	横山勝利		

●欠席委員 松田之利 広瀬利和

●事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	稲垣嘉朗	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

●説明者

住民部会	紙谷 清（各務原市市民部長）
福祉部会	熊崎敏雄（各務原市福祉部長）
	齋藤文彦（各務原市健康福祉部次長兼児童家庭課長）
上下水道部会	大森雅直（各務原市水道部長）
	林 亨（川島町水道課長）
	丹羽敏夫（各務原市水道部下水道課長）
	河村隆史（各務原市水道部総務課長）
企画財政部会	松岡秀人（各務原市企画財政部企画政策課長）
環境部会	臼井壮一（各務原市環境部長）
	関 邦明（各務原市環境部廃棄物対策課長兼行財政改革対策監）
	五島伸治（各務原市環境部生活環境課長）

●会議録

午後 1 時58分 開会

【事務局】

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第12回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

お手数でございますが、ご発言をされますときには、マイクの中央のボタンをオンにしてからご発言をお願いいたします。

本日は、松田委員と広瀬委員が公務のため、欠席との連絡をいただいております。

それでは初めに、協議会の会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、おめでとうございます。本年もひとつよろしくをお願いいたします。

今日はこれから第12回の合併協議会を開かせていただくわけでございますが、皆さんの忌憚のないご意見をちょうだいいたしまして、和やかかつ円満のうちに取りまとめをしまいたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長：各務原市長】

それでは議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

白木博委員と村井宏行委員のお二方をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、報告事項 1 件、継続協議事項 4 件と協議事項 4 件が議題として提出されております。

それではまず、報告第16号の第 4 回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果について、同小委員会の村井副委員長様からご報告を願います。

【村井宏行委員】

本日、松田委員長がご欠席ということで、副委員長であります私が代わってご報告させていただきます。

まずお手元の資料の目次をご覧くださいればわかりやすいと思いますけれども、第 4 回小委員会では、事務局より、新市計画の第 4 章から第 6 章までの説明がございました。全体といたしましては、表現の方法等々、部分的な箇所での質疑応答はありましたけれども、事務局でかなり煮詰めた、すばらしい新市計画案を提示していただきまして、小委員会といたし

ましては全会一致で、第4章から第6章までは承認と決定いたしました。

第3回におきまして、序論から第3章部分までを承認しておりますので、この結果、小委員会としては新市建設計画全体を承認したことになりましたので、本日が最終報告となります。

今回の第4章から第6章までの概要については、後ほど事務局より説明していただきます。

【事務局】

それでは事務局の方から、第4章、第5章、第6章の概要説明を申し上げますが、その前に、緑の表紙「報告事項」、建設計画の24ページをご覧ください。

懸案となっております「心の健康・頭健康・体の健康」の言い回しの件でございます。その後、個々の委員さんの方のご意見等もちょうだいしながら、事務局内及び幹事会内でいろいろと議論を重ねてまいりましたが、川島町のまちづくりにおいて、この「頭健康」というところが、歴史的にも重要なキーワードとなっているという事実もございますので、この際、新市においても尊重していきたいとの趣旨で、このままこの言葉を残したいとご提案申し上げる次第でございます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【松原史尚委員】

前回、小委員会のときにも、この「頭健康」のことについては川島町の方からいろいろと説明を受けまして、すばらしい伝統だと思いました。各務原市民にも、この「頭健康」とは何ぞやという部分を、ぜひ何かの機会にPRしていただきますことを、意見として申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

引き続きまして、第4章の説明に入ります。

【事務局】

それでは事務局から、先の12月24日の小委員会で審議・承認されました新市建設計画のご説明をさせていただきます。

お手元の第4章、委員の皆様には青い附せんがつけてありますが、ページ番号は31ページからとなります。

それでは、第4章の新市の施策についてご説明をいたします。

31ページの上から3行目あたりをご覧ください。これが施策の体系図の説明になります。それぞれ体系図を縦の列として目を通していただきたいと思いますが、一番左の列になります。六つの分野にわたる基本方針です。健康福祉から始まり、教育文化以降へと続きます。そして次の列、真ん中の列になりますけれども、それらの分野ごとに位置づけられる各4本の柱、施策の柱があります。これらにつきましては、さきの第3章で述べてきたことの復習といえますか、おさらいという形になります。

今回、第4章で皆様にご提案する形になりますのが、この右の列の基本施策の部分になり

ます。

さて、以前にお話しさせていただいたとおり、この建設計画は、編入する各務原市の総合計画等をベースに、新市の方向性を示すものであり、新市の総合計画を新たに策定するものではありません。つまりどういうことかといいますと、この基本施策の体系は、現在の各務原市の新総合計画にほぼ準じた形、ストレートな表現をすれば9割以上はそのままということになっております。ただ、新総合計画が策定されたのが平成12年3月でして、この後、現在までにおいて、新たな施策として展開されてきたものが幾つかあります。地球温暖化対策とかISOへの取り組み、カイゼン運動などです。これらは新規に追加する形で、基本施策の項目立てを増やしたりしております。また、社会情勢の変化や制度変更を受け、説明する文章や表現を微妙に変更などはさせております。このような考え方で、第4章の構成を行ってきました。

前置きが長くなりましたが、建設計画の方へ戻っていただきたいと思っております。

次をめくっていただきまして、33ページと34ページ、ここは基本方針(1)健康福祉の分野となります。その施策の柱として、①健康づくりの推進、その下の行に、白丸でくくったところですが、基本施策の項目として「健康づくりの推進」というタイトルと、以下はその説明となっております。そして、次の白丸で「保健サービスの充実」とその説明を行っております。以下同じように、②子育て支援の充実、33ページ後段の方になりますが、③高齢者福祉の充実、次のページでは障害者(児)福祉の充実という形で構成を行っております。

そして、35ページをご覧ください。このページのような表の形式で、その基本施策を受ける具体的な事業を掲載してあります。

また、これらの具体的な事業の中で、第3章で述べてきました新市の将来の都市構造や重要拠点にかかわる事業である場合には、各事業の右欄に記号を用いて第3章とのつながりを示しています。特にハード面の整備という、いわゆる箱物とか面的な整備が中心となりますが、つまり回廊と拠点についてどのような整備を示すかを、記号を用いて示しています。例えば、35ページ中の表の下の方で、黒星がついている事業が二つあります。高齢者福祉の充実の中の旧川島町民会館整備改修事業(生きがいセンター)と、障害者(児)福祉の充実の中の名鉄新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー化事業です。これらは、将来の重要拠点の中の都市拠点であります川島地区中心部周辺、鵜沼駅周辺との整備の一環であることを示しています。それは、少し戻っていただきますけれども、以前ご説明させていただいた27ページ、29ページのイメージであらわしているところです。その拠点であるということはこの★(黒星)で示しております。

さて、繰り返しになりますけれども、この建設計画におきまして、旧各務原市地区——狭い意味での各務原市地区のことですけれども——の事業につきましては、各務原市新総合計画に始まり、中期財政計画、実施計画、関連する各務原市都市計画マスタープラン、あるいは水と緑の回廊計画の延長上に位置づけられているもので、もともとの既定路線といえますか、合併にかかわらず将来計画として予定されているものだけです。つまり、この合併

にかこつけて、各務原市内限定で展開される事業として新たに追加された事業はありません。

では、この建設計画で掲載しています事業の特色を理解していただきますポイントは何かといいますと、二つあります。一つは、編入される川島町地区でもともと予定されていた将来事業を、各務原市の新総合計画上にどのように整理し、位置づけたかという点。もう一つは、両市町の一体性を確保するために、新市全体として新たに展開されるプロジェクトや事業は何かという点です。この二つの視点に基づいた整理及び各事業の説明につきましては、後ほど詳しくお話しさせていただきます。

それでは、建設計画の方に戻っていただきまして、36ページからは教育文化の分野です。先ほどと同じ構成になっております。そして、37ページからの表の形式で、その基本施策を受ける具体的な事業がリストアップしてあります。

39ページからは(3)快適・安全です。道路整備や都市基盤整備、防災・災害対策などがここで取り上げられます。そして、41ページからの表にその基本施策を受ける具体的な事業を載せてあります。

また、めくっていただきまして42ページの中段から、初めて出てきますが、新市地区で今後行われる予定の県事業、国事業の一覧も掲載してあります。この内容につきましては、昨年の夏ごろに、県に対して事前調査をした結果を踏まえ掲載しているものでして、今後の県との協議により、表現が変わる可能性はありますけれども、大きな変更はないと思われま

す。続きまして、43ページからは環境共生の分野です。下水道の整備や廃棄物処理施設や火葬場整備などがここで取り上げられます。そして44ページ、45ページの事業一覧表となります。

46ページからは(5)産業活力の分野となります。ここでは新産業の育成や支援、観光振興などを取り上げています。そして47ページ、48ページの事業一覧表となります。

49ページからは(6)市民協働の分野です。そして51ページの事業一覧表となります。

以上が第4章の51ページまでの概要説明となります。

【事務局】

それでは、次の52ページをご覧ください。「編入される川島地区にかかる主要事業のまとめ」というタイトルのページです。

これが今回の新市建設計画のエキスといいますか、各務原市と川島町が合併することにより、新たに展開される事業をまとめたものです。川島地区で行われるもの、川島地区のみで行われる主要事業について掲載してあります。重複しているものもありますが、新市事業で3分野5事業となります。また、県事業として展開されるものが1分野2事業です。

次に新市事業全体の中で行われるもの、新市事業では4分野11事業、県事業2分野2事業です。

それでは、このページの各事業についてご説明させていただく前に、留意点をお話しします。

事業期間や事業費については、当然まだ詳細は固まっておりません。新市建設計画での事業の頭出しや財政計画策定のために、その積算資料として大まかに持っているというレベル

で、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

それでは、個々の事業について説明させていただきます。

(1)川島地区のみで行われるものとしまして、健康福祉の分野にある旧川島町民会館整備改修事業ですが、これは老朽化した川島町民会館の施設全体のリフレッシュ工事を行うものです。

次に、快適安全の分野の川島地区中心部周辺整備事業ですが、旧川島町役場庁舎周辺には、行政施設、文教施設などが立地しており、現在でも都市拠点として形成されています。今後は、さらにこの地域の面的な整備を図り、あわせて歩行者でも安心して利用できるような生活道路の整備や、産業拠点などへの幹線道路の整備をすることによって、良好な市街地の形成を図っていくものです。

その下の（仮称）河跡湖公園整備事業についてですが、自然豊かな河跡湖のありのままの自然を崩さず、親水性のエコロジカル・パークとして整備するものです。こちらは公園として整備する一方で、残された自然を守っていこうとするものでありますので、環境共生の分野でも主要施策として位置づけております。

同じく快適安全の分野で位置づけられているもので、（仮称）新小網橋橋梁整備事業があります。これは、もう既に平成15年度から始まっている事業で、川島町小網町と愛知県江南市とをつなぐ小網橋の架け替え工事となっており、江南市と共同で、川島町が主体となって平成18年度の供用開始を目指して工事を行っています。小網橋は、町民の生活道路や通勤・通学等に大いに利用されていますが、幅員が狭く、自転車や歩行者が非常に危険であるため、新しい橋を建設するものでございます。本計画でも、引き続き事業を進めるよう位置づけてあります。

県の事業で、川島地区で行われているものが2事業ございます。ともに環境共生の分野で位置づけてありますが、河川環境研究所（仮称）整備事業ですが、これは河川環境の復元と水生生物資源の保存、水産資源を活用した産業の復興を目的とする事業で、現在、河川環境楽園内に研究所を建設中であります。

自然の水辺復活プロジェクト推進事業ですが、自然共生工法による水辺の復元・保全を行うことにより、自然環境の保全を行っていくという事業で、現在、川島町民会館内におきまして、自然共生に関する模型・書籍の閲覧などで啓発事業を行っております。この事業は、先ほど説明させていただきました河川環境研究所が開設されればそちらへ移設され、継続して実施されていくこととなっています。

続きまして(2)新市事業全体の中で行われるものとしまして、教育文化の分野、小・中学校施設・設備整備事業には、川島小・中学校、公民館などの文教施設の老朽化に伴う耐震補強工事が盛り込んであります。

快適安全の分野の排水路改修事業は、川島地区内の慢性的な浸水区域における排水路を整備することによる被害の解消を図る事業となっております。

次に、両市町の住民が一番期待しているものの一つで、この新市建設計画の目玉となる事

業である（仮称）各務原大橋整備事業、（仮称）那加小網線道路整備事業は、各務原地区と川島地区を結ぶ幹線道路として計画するもので、橋の建設とその取り付け道路の整備を行うものです。

その他、コミュニティバス運行事業、公共施設耐震化の推進が位置付けられています。

その下の水源地・配水池等更新事業でございますが、これは、現在、川島地区内に三つある配水場のうち、エーザイより西側に水を供給しております第1配水場の老朽化に伴う建てかえ工事となっております。こちらは本計画第4章に掲載してありましたが、12月24日の小委員会提出時にはこちらのまとめの表に掲載するのを忘れておりましたので、修正し、掲載させてもらいました。

その下の環境共生の分野におきましては、木曾川右岸流域下水道建設・維持管理負担金事業は、施設の建設工事にかかる費用やその施設の維持管理、処理に対する運営費を負担する事業となっております。

公共下水道整備事業、公共下水道維持管理事業については、現在も川島町の松倉町や小網町を中心に工事が行われている汚水下水道の布設工事や、その維持管理などの関連するもので、今後も引き続き実施していく予定のものです。また、この汚水幹線整備が完了した後に、雨水幹線を順次整備していく予定となっております。ですので、本計画の中では、排水路整備計画と同じく快適安全の分野で、雨水幹線整備として公共下水道事業を主要施策に位置づけてあります。

産業活力の分野では、河川環境楽園、かさだ広場などの観光資源を利用し、多くの人を訪れることのできるよう、交流拠点として活用していくものです。

そのほか県事業において、快適安全分野で川島三輪線の建設、木曾川右岸流域下水道事業の二つの事業が行われていく予定です。

最後になりましたが、今、見ていただいている資料の一番後ろから4枚目、ピンクの附せんが張ってあるかと思いますが、そちらの方に、各務原大橋、新小網橋、河跡湖の位置や写真が大まかに示してあります。関係事業についてはこちらを参考にいただければイメージしやすくなると思いますので、よろしく願います。

【事務局】

それでは引き続きまして、第5章の方の説明に入らせていただきます。53ページをお開きください。

合併特例法では、公共施設の統合整備と適正配置について、新市建設計画に盛り込むべき事項として規定されています。これは、どちらかといえば、複数以上の市町村が合併を行うとき、特に新設となる場合が問題となるのですが、役場庁舎の扱いとか市民会館やホールの扱い、小・中学校の統廃合など、それぞれの市町村が整備してきた類似の公共施設をどのように取り扱っていくかを論議しなければなりません。幸い各務原市と川島町では、役場庁舎を除き、類似する機能の施設はあっても、すみ分けは難しくありません。そこでこの章は、第10回合併協議会、協議第47号の事務組織及び機構の取扱いについての中で、「現在の川島

町役場については、適切な住民サービスを提供するため、（仮称）川島振興局を設置する。」と承認されておりますので、その協議結果に基づき内容を整理してあります。以上でございます。

【事務局】

それでは、引き続きまして55ページの第6章財政計画についてご説明をいたします。

序論から第5章までの各種事業等の裏づけ的な意味合いを持つ計画でございます。大きく分けまして、55ページに1-2前提条件の設定という項目がございます、59ページに具体的に数字で落とし込みました歳入歳出の見通しがございますが、順次ご説明をいたします。

まず、55ページの1-1財政計画策定の考え方でございますけれども、上段の四角の中を読み上げさせていただきます。

新市における財政計画は、平成16年度から平成26年度までの11年度間の財政運営の指針と位置づけ、普通会計ベースで策定しています。策定に当たり、地方分権がより一層進展することによる自己決定範囲や自己責任範囲の拡大、国と地方の三位一体の改革、地方への税源移譲をするかわりに、国庫補助負担金を廃止・縮減していく、それから地方交付税を縮減していく、こういったことに伴いまして、極めて厳しい財源見通しであることを大前提とした上で歳入歳出を見込んでいます。特に、徹底したコスト縮減に取り組むとともに、合併や民間活力のさらなる活用によって節減される人件費などの経費を的確に見込みながら、未来への基盤整備など、新市において実施していく予定の主要事業を適切に掲載しています。なお、合併に伴う国・県からの財政支援措置につきましても、見込んで計上してございます。これは後ほどご説明いたします。

それで、策定に当たりまして、策定の3原則というものを設けました。①プライマリーバランスの均衡、これは歳入歳出から地方債の発行額、借金でございますけれども、これと、歳出から公債費、これは借金を返済していく金でございますが、借金関連の経費を除いた収支が均衡するという概念を「プライマリーバランスの均衡」ということで表現してございまして、ここに重きを置いたということでございます。

それから②といたしまして、国・県に依存する財源を厳しく見込むということ。

それから③といたしまして、一方で、未来への基盤整備など必要な事業は適切に見込むというものを策定の3原則といたしたところでございます。

恐縮でございますけれども、後ろの方、資料の2、ページ番号ですとP2と右下に打ってございますけれども、ご覧いただきたいと思っております。

ここに上げておりますのが、新市建設計画の財政計画で見込んだ国・県からの財政支援措置を一覧にしたものでございます。順次ご説明いたします。

まず1番、国からの支援措置といたしまして、①普通交付税（1）合併算定替というふうに書いてございますが、合併後10年度間は、合併がなかったものと仮定をいたしまして、交付税額が保障される仕組みになってございます。各務原市と川島町が、合併後も別々に存在しているという前提で交付税を計算していくという手法でございますけれども、矢印のところ

でお示ししていますとおり、いわゆる川島町と各務原市を一本で算定した場合と比較をいたしまして、毎年度3億円程度、交付税額が増えるということでございます。

(2)といたしましては合併補正ということで、合併直後の臨時的な経費に対しまして、5年間合計で8億円程度の普通交付税措置がなされるというふうに見込んでございます。

続きまして②地方債でございますけれども、合併特例債につきましては、各務原市と川島町の人口をもとに、機械的に上限額が決まってくるわけでございますが、今回の計画におきましては、上限額170億円の発行を想定いたしてございます。なお、合併特例債につきましては、後年度、返済をするときに、返済額の7割について交付税措置がされますので、単純に計算をいたしますと、170億円掛ける7割で119億円程度が交付税措置されるというふうに見込んでございます。

次に、③国庫補助金でございますけれども、合併市町村補助金というものが、これも人口をもとに決まった数字でございますけれども、3年間合計で4億5,000万円程度交付をされるということで見込んでございます。

次に大きな2番、県からの支援措置でございますけれども、岐阜県の方から、合併市町村支援交付金というものが5年間合計で5億円交付されるということで、以上申し上げましたもろもろの経費については今回の財政計画に反映をさせてございます。

続いて1ページおめくりいただきまして、P3と打ってあるところですが、プライマリーバランスというものについて、簡単にご説明をいたします。

先ほど申し上げましたとおり、プライマリーバランスにつきましては、歳入歳出から借金に関連する経費、借金の経費と借金を返す経費、これを除いた収支が均衡しているという概念でございますが、中ほどに絵を二つ並べてございますので見ていただきたいと思っております。

まず左側、PB赤字、プライマリーバランス赤字と書いてあるところでございますけれども、現在国がこういう状況になっているわけでございますが、そこを見ていただきますと、歳入歳出からそれぞれ借金を返すお金と借りるお金、これを引きまして、その下の黒く色を塗ってあるところですが、ここで収支を見ていこうということでございます。赤字の場合は、借金に頼ってございますので、税收の方が行政サービスより小さい形になっておるということで、現在の負担以上の行政サービスを享受しているということになりますけれども、借金の方が多いためです。この状況が継続すると借入金の残高がどんどん増加していくというふうになるわけでございます。ちなみに国は、2010年代初頭の黒字化を目指してございますけれども、平成16年度の予算案ベースでは、19兆円の赤字ということで、これは国の一般会計歳出の23%に相当する状況でございます。

それで、片や右の方、PB黒字というふうに書いてあるところでございますけれども、これは、歳入歳出それぞれから借金関連の経費を除きますと、借金よりも公債費の方が大きいという状況でございますので、この状況が続くと借入金残高が減少していくということで、極力この状況を保とうということで今回の財政計画を策定をいたしました。中ほどの丸のところですが、本計画案におきましては、すべての年度において黒字を達成してござ

います。国の施策として措置をされます臨時財政対策債という特別な起債がございますけれども、こちらは償還財源について国が責任を持つというものでございますので、これを除いて見た場合、プライマリーバランスは計画期間すべてで黒字を確保してございます。後ほど計数でご説明をいたします。

恐縮ですが、ちょっと戻っていただきまして、55ページでございます。

55ページの中段から、1-2ということで前提条件、個々に重立った項目、試算をしているわけでございますけれども、年末に、委員の先生方に対しましては積算の考え方等をお配りしてございますので、以降、少し飛ばさせていただきます、実際数字のところでご説明をさせていただきたいと思っております。59ページにA3判の大きなペーパーがあると思っておりますけれども、お聞きいただきたいと思っております。

上段が歳入になってございまして、下段が歳出ということでございますけれども、まず歳入の主なものといたしまして、歳入の一番上、市税でございます。市税のところ、平成16年度からずっと数字が始まっておりまして、平成26年度が計画の最終期間ということになってございますけれども、平成16年度「18,167」という数字と、最終年度の「19,518」という数字を見比べていただきますと、11年度間の合計といえますか、平成26年度と平成16年度を比べますと、7%程度の税収は増ということでございまして、ここには、三位一体に伴う税収増、それから低い値ではございますけれども、毎年度、税収は若干伸びるかなというような前提でつくった数字でございます。

それから、五つ飛ばしていただきまして、中ほどに地方交付税という欄があると思っておりますけれども、同じように見ていただきますと、平成16年度27億900万円という数字が入っております。ずっと右に見ていただきますと、平成26年度、計画最終年度に14億8,600万円ということで、これは比較をいたしますと45%の減、額に直すと12億円程度交付税は減ってくるということで、厳しく見込んでございます。

それから、二つ飛ばしていただきまして国庫支出金でございます。平成16年度30億2,800万円から始まりまして、これは事業の実施年度によりましてでこぼこがあるわけでございます。平成26年度、最終年度をご覧くださいと23億6,400万円ということでございまして、こちらの方も、やはり率に直して20%程度、額に直して7億円弱減ってくると。三位一体の改革に伴って、国庫補助負担金が厳しくなってくるという様子を見込んだものでございます。

続きまして、一つ飛ばしていただきまして、市債でございます。これは二つに分けて、一つが通常債・合併特例債のグループ、それから臨時財政対策債と二段書きにしてございます。臨時財政対策債につきまして先ほど少し触れましたけれども、これは地方全体が歳入不足、いわゆる歳出に対して歳入が足りていない、足らず前が生じている状況でございます。今現在10兆円程度、地方全体で財源不足が生じているわけでございますが、これを補てんするために、返済の財源を含めて国が責任を持つ特別な地方債でございます。これは本市に判断の余地がないというものでございまして、返済の財源も国が責任を持つという性質のものでございますので、これを除いた通常債と合併特例債の部分をまずご覧いただきたいと思っております。

一番右側に合計欄を設け、通常債と合併特例債の合計が 231億 4,900万円というふうになってございます。このうち合併特例債につきましては、先ほど申し上げましたとおり 170億円、この中に 170億円合併特例債が入っているというふうにお考えをいただければと思います。したがって、差し引きますと、通常の地方債については60億円程度ということで、極めて抑制をしている状況でございます。ちなみに、現各務原市の過去10年間の起債規模が 300億円弱程度でございますので、過去から比較をいたしましても、決して借金に過大に頼っているという状況ではないと考えております。

歳入の主なところは以上でございます。続きまして下段の歳出の主なものと同じように説明いたします。

まず歳出の一番上、人件費でございます。ここがいわゆる合併に伴って非常に経費のメリットの出てくる部分でございます。平成16年度の数字、95億 6,300万円という数字を置いてございますけれども、そこから基本的に順次減ってまいりまして、平成26年度、最終年度をご覧いただきますと84億 400万円ということでございます。額に直しますと11億円程度のマイナス、率に直しますと12%の減ということでございます。文章編のところに書いてございますけれども、職員数の見込み方につきましては、平成17年度に 1,100人程度であった職員数を、平成26年度に 980人程度まで抑制するという前提で策定をいたしましたものでございます。

続きまして、歳出の方も、五つ程度飛ばしていただいたところに公債費、今度はさっきの借金との反対で、借金を返すお金の方が掲載してございます。それで、同じように臨時財政対策債だけ抜き出しまして別に考えまして、通常債と合併特例債をずうっとご覧いただきますと、合計のところだけ、一番右側を見ていただきますと 376億 3,800万円という数字が入っております。ここと、先ほど申し上げた歳入、市債の欄の通常債と合併特例債の合計 231億 4,900万円、ここを比べていただきますと、公債費、返す金の方が借りの金よりも多くなっておるということでございます。また後ほど年度ごとに見ていただければおわかりになりますけれども、各年度においてそういう状況になっておるということでございます。ここで、プライマリーバランスで黒字を確保しているという先ほどの説明の部分でございます。

それから、歳出の最後になりますが、普通建設事業費でございます。これも一番右の合計欄をご覧いただきたいんですが、664億 1,800万円という数字が入ってございますけれども、ここにつきまして、先ほど4章で掲載した事業を中心に、必要な事業を盛り込んだ結果、660億円程度の普通建設事業費であるということでございます。

計数の関係は以上でございます。下段の方、注書きしてございますとおり、財政計画は、前提条件を設定をした上で合併年度及びこれに続く10年度間の財源見通しなどを推計したものであり、より具体的な事業、実施年度、事業費及び事業内容については、原則3ヵ年ごとに策定する実施計画や、毎年度の予算編成を通じて決定するものでありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールだけ確認をしたいと思っておりますので、一番最後のページですけれども、資料3、ページ番号は4でございます。

新市建設計画に係る今後の協議スケジュールですが、特に県との関係で、合併特例法におきまして、新市建設計画についてはあらかじめ県と協議をしなければいけないというふうに定められてございます。上から見ていただきますと、一番右側が県でございまして、一番左側に日にちが入ってございます。

まず、昨年12月24日に小委員会を開催していただきまして、先ほどご報告がありましたとおり、小委員会案というものが一応すべて確定をしたということでございます。それで、年が明けまして去る1月5日月曜日、事前協議という形で、既に県との事前の協議を始めさせていただいておるところでございます。それで、本日1月15日に、今、4章から6章までご報告をさせていただきまして、次回2月4日、第13回の合併協議会までに、県から指摘事項、またご意見をちょうだいいたしまして、直すべきところは直すということで、直したものを2月4日にもう一度お諮りをして、協議会案を確定していただきたいというふうに考えております。2月4日で確定をいたしましたら、速やかに県に正式協議をいたしまして、ここではもう指摘事項は基本的に直してございますので、事務的になりますけれども、正式に協議をして、県から回答を受理すると。受理した後に、速やかに委員の皆様にご報告をいたしたいと考えております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま一連のご報告がございましたとおり、新市建設計画につきましては小委員会に付託されておりました、その小委員会において既に承認は受けておるということでございます。委員皆様のお手元には、昨年末に小委員会で承認されたものをお届けいたしております。既にお目通しをいただいていると存じますが、序論から第6章までの全体で、ご意見、あるいはご質問がございましたら、ご遠慮なく承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

とりわけご意見もないようでございますので、修正すべき部分も今のところないようでございます。この案を次回の合併協議会の協議案といたしたいと存じます。

なお、事務局から説明がございましたとおり、合併特例法第5条の規定により、岐阜県知事に協議をしなければなりません。現在その事前協議中でございます。したがって、県からの意見を含めたメモを次回の協議会にお諮りをするということも含めて出しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、継続協議事項に入ります。

継続協議となっております協議第18号の地方税（都市計画税）の取扱いについてを幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

それでは、説明をさせていただきます。

平成15年7月9日開催の第4回合併協議会で継続となっております地方税の取扱いのうち、都市計画税の不均一の方法について、幹事会にお任せをいただいておりますので、幹事会で取りまとめいたしました案をご提案させていただきたいと思っております。

ピンクの表紙、継続協議事項の1ページをご覧ください。

継続協議事項、四角の中でございますが、地方税につきましては、原則として各務原市の制度に統一するものとする。都市計画税については、平成18年度までは不均一課税を実施し、平成19年度より各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度及び平成17年度は賦課を行わないというようにまとめました。

3ページが一番下、7の都市計画税のところをご覧ください。

合併を予定年度の16年度及び17年度につきましては賦課を行わず、18年度に2分の1賦課し、19年度に統一という案でございます。このような案とした理由でございますが、第1に、都市計画税は、主に都市計画法に基づいて行う都市計画事業の用に供する費用に充てるため、都市計画区域内のうち、原則として市街化区域の土地及び家屋に対して課する目的税でございます。各務原市におきましては、これを賦課し、積極的な都市計画事業を推進してきております。例えば、本日協議事項として提出されております環境事業のごみ処理事業、し尿処理事業、火葬業務でございますが、各務原市内にございますこれらの都市計画施設は、過去から現在に至る各務原市民の都市計画税を投入して建設してきたものばかりでございます。川島町のし尿のうち、海洋投棄分が約20%ございますが、この海洋投棄が平成17年度から法によりできなくなります。これは待ったなしで新市において処理していかなければなりません。各務原市では、16年度にし尿処理施設の機能アップを予定しておりますが、この中にも市民の都市計画税が投入されているということでございます。

第2に、本日も小委員会のご報告がございましたとおり、新市建設計画の全貌が明らかになってまいりました。この中で、川島地区の住民の皆様が熱望されておられます（仮称）各務原大橋を初めとする川島地区への積極的な都市計画事業の展開がございました。つまり、合併直後から、都市計画事業として川島地域にも積極的な投資を行うという建設計画が、ここへ来て明らかになってまいりました。これらのことを考え合わせて、両市町の市民感情等に鑑み、合併特例法で認められている5年の真ん中をとって3年、つまり平成19年度に合わせるといった調整になったわけでございます。まさにこの協議会の合併憲章にございます「互譲の精神」で調整をいたしましたものでございますので、よろしくご協議をお願いいたします。

なお、その他の地方税につきましては、既に第4回の合併協議会で承認されておりますが、専門部会より補足説明がございましたのでお聞きください。以上でございます。

【税務部会】

同じくピンクの表紙の1ページの中段から下段に当たっての四角をご覧ください。

協議第18号の中段から下ほどにございます参考の承認事項のうち、1番の個人市民税につきまして、税務専門部会の協議結果をご報告させていただきます。

既に皆様方ご承知かと思いますが、税制改正大綱が示されまして、平成16年度より、市町村の人口段階に応じた税率区分が廃止をされまして、税率は年額3,000円に統一される予定となっております。協議会の承認事項は、その中ほどから下のところにありますように、個人市民税については各務原市の例による。ただし、均等割については合併特例法第10

条第1項の規定を適用し、平成19年度までは現行の基準に基づく不均一課税を実施するとなっております。そこに点をつけて強調されております「現行の基準に基づく不均一課税」の意図するところは、現行地方税法では、もともと人口規模による不均一課税でありますことから、平成19年度までの間に人口規模の見直しや税率の改正があった場合でも、旧川島町の人口区分に当てはめまして不均一課税を実施するという解釈でございました。

ところが、このたびの地方税法の改正で、人口規模にかかわらず税率が年額 3,000円に統一をされますと、均等割自体が不均一課税ではなくなります。ところが、承認事項をこのまま放置いたしますと、合併特例法により、不均一課税の実施を余儀なくされます。したがって、第4回合併協議会での承認事項を取り消す必要が生じます。ただし、地方税法の改正は本年度末かと思われまますので、地方税法及び各市町の条例が改正——例年、専決処分に対処いたしますけれども——され次第、合併協議会にご報告申し上げまして、それをもって承認事項の取り消しとさせていただきたいので、この場であらかじめご了承をお願いするものでございます。以上です。

【議長：各務原市長】

協議第18号について、幹事会及び事務局から説明を申し上げましたが、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問もないようでございますので、協議第18号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第18号につきましては、原案どおり決定させていただきたいと存じます。

続きまして、同じく継続協議となっておりました協議第43号の児童福祉事業の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【福祉部会】

ご説明申し上げます。

継続協議事項の5ページをご覧くださいと思います。

調整方針案でございますが、保育料については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとします。ただし、平成16年度については各市町の現行制度とし、平成17年度以降は最長3年度——平成19年度まででございますが——の間を不均一保育料として段階的に調整をまいります。

それから、放課後児童対策事業及び各市町で実施をしておりますその他の児童福祉事業につきましては、新市においても引き続き実施いたします。

次に、6ページの詳細の方、各市町の現行制度のご説明を申し上げます。

保育料に関してでございますが、対象年齢は両市町とも同じでございますが、保育料の負担階層に違いがございます。

それから、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料の取扱いでございますが、第1子、第2子は両市町とも同じ基準でございますが、第3子以降において、各務原市は無料、川島町は10分の1の負担となっております。調整方針案としまして、右側の調整方針の、小さい字で表示しておりますが、平成16年度については各市町の現行制度のとおりとして、平成17年度から各務原市の現行制度に統一をするものでございます。

それから、保育料の月額徴収表でございます。階層、定義、区分に違いがございます。保育料にも大きな違いがございまして、最高1万4,200円の差がございます。これを、3年間の負担調整を行いまして、4年目には各務原市の現行制度に統一をしようというものでございます。

それから一番下の欄に、参考資料でございますが、国の保育料の徴収基準額と各市町の実際の保育料との比較を示したものでございます。実際には、各年齢時に応じて国の基準額がございまして、それを乗じたものが保育所の運営基準額となります。その2分の1が国の徴収基準額となるわけでございます。それに対しまして、各務原市では21.99%少ない額で徴収をしている。川島町は39.03%少ない保育料の徴収額になっていると。言いかえれば、各務原市は約78%の賦課率、川島町は約61%の賦課率ということになるわけでございます。

続きまして7ページでございます。協議項目2番の放課後児童対策事業に関してでございます。事業名は、各務原市は「学童保育室」、川島町は「放課後児童クラブ」という名称でございます。

保育時間が、各務原市の場合、放課後から午後5時まで、夏休みは9時から16時30分まで。川島町は放課後から午後7時まで、夏休み期間は8時30分から19時までとなっております。

また休室日でございます。各務原市は、土曜、日曜、祝日、冬休み、それから4月1日から4月5日。川島町は、日曜日、祝日、年末・年始となっております。

それから保育料でございますが、各務原市は月額4,000円、川島町は、利用者が直接私立保育園へ実費払いということになっておりまして、実際にはおやつ代2回分として4,500円の負担をいただいております。

保育室の内容でございますが、各務原市においては、10名以上の申し込みがあった場合に開設をしております。平成15年度においては14学童保育室を開設いたしまして、市が直営で運営をしております。それから、川島町においては私立保育園へ委託をしているということで、川島保育園、川島東保育園に、それぞれ定員40名、30名という内容で開設をしております。

その他でございますが、14年度の決算状況を掲載いたしております。この放課後児童対策事業につきましては、新市においても各市町の事業を継承するというように考えております。

それから3番目、その他の児童福祉事業でございますが、各務原市で実施している事業として、家庭児童相談業務事業、子ども館事業。川島町で実施している事業として、一時保育事業、コミュニティママ子育てサポート事業。各市町で実施しているこれらの児童福祉事業につきましても、新市において事業を継承してまいりたいと思います。

それから欄外ですが、その他の児童福祉事業でございます。児童手当、児童扶養手当制度につきましては両市町とも同一基準で実施をしております。調整を必要としないということで省略しまして、新市においても同様に実施してまいります。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま43号につきまして説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、承りたいと存じます。

【横山隆一郎委員】

放課後児童対策は、要するに各市町の現行のままでやっていくということですね。

【福祉部会】

そうです。川島町では、今、保育園の方に委託しておりますその事業をそのままやっていくということです。

【横山隆一郎委員】

特に保育時間は、川島町の方がはるかに利用者にとってはありがたい時間です。各務原も、こういういいことは実施していこうという専門部会の議論はなかったですか。

【福祉部会】

具体的にはそういう話はありませんが、実際の運営主体が根本的に違っているという状況において、川島町のように私立の保育園に委託することができれば、子どももそういったことは可能かと思いましたが、今後の課題として取り上げてはおります。

【企画財政専門部会】

健康福祉部の部長さんにかわりまして、若干補足でございます。

実は各務原市におきましては、平成16年度から、いわゆる保育時間の延長等についても、今、視野に入れて検討中でございます。ただし、まだ予算措置等もございますので、現在の協議の中ではこのような形ということにさせていただきたいと思っておりますが、延長も含めて検討を進めておるところでございます。

【議長：各務原市長】

私から申しますと、各務原市は今、新年度に学童保育の時間の延長を計画しております。ただ、予算には上げてございますが、市長査定前ですから、一応担当部としては現状の説明をただけと、こういうことです。何でもうちは前倒しやで。

そのほか。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問も尽きたようでございますので、協議第43号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第43号につきまして、原案どおり決定いたしたいと存じます。

続きまして、同じく継続協議となっておりました協議第46号の上・下水道事業（下水道）

の取扱いについてを専門部会から説明を願います。

【上下水道部会】

それでは、昨年11月24日第9回協議会におきまして継続協議となっております水道の取扱いについて、改めて調整方針をご説明させていただきます。10ページをお願いいたします。

まず第1の下水道使用につきましては、一般家庭の平均下水排除量、2ヵ月当たりで50立方メートルの場合の下水道料は、各務原市が4,540円、川島町が4,550円でほぼ同額でございます。調整方針といたしましては、合併後の早い段階に各務原市の現行制度に統一するものとしております。なお、徴収方法につきましても、川島町では隔月検針で翌々月徴収となっておりますが、これも早い時期に各務原市の現行制度に統一するものとしていたします。

次に、10ページの後段でございますけれども、第2、排水設備工事助成制度でございますけれども、各務原市にはこういった助成制度はございませんが、川島町さんでは、排水設備工事1件当たり3万円が助成されております。今後の調整方針といたしましては、合併後、原則廃止といたします。ただし、供用開始の告示後3年が経過していない川島処理区につきましては、平成19年度まで現行制度を継続するものとしてしております。

次に、11ページの3. 下水道受益者負担金につきましては、各務原市が平米当たり500円、川島町が平米当たり430円となっておりますが、調整方針といたしまして、合併後も現行どおり、各務原処理区は500円、川島処理区は430円といたします。

次に、前納報奨金制度につきましては、5年一括前納の場合、各務原市が約10%、川島町さんが約21%の報奨金を交付しておりますが、合併後は各務原市の制度に統一するものとしていたします。

次に、農地等の徴収猶予制度につきましては、各務原市の場合、市街化区域内の農地等に限って賦課対象とし、金額の一部200円を徴収しておりますが、合併後は市街化区域・調整区域の区別なく川島町方式に改め、全額猶予するものとしていたします。

次に、雑種地の取扱いにつきましては、従来どおりそれぞれの現行方式とし、各務原処理区は徴収猶予なしとし、川島処理区は徴収猶予を継続するものとしていたします。

次に、12ページの4番の水洗便所等改造資金利子補給制度につきましては、償還期間を除き、両市町とも同様でございます。合併後は各務原市の制度に統一するものと考えております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいまご説明申し上げましたが、ご意見、あるいはご質問等いただけましたら、いただきたいと思っております。

【小島 武委員】

2番の排水設備工事助成金のことでちょっとお伺いしたいんですけど、調整方針では、合併後は原則として廃止するというようになっております。川島町の下水道は、15年度末で約70%の世帯が供用しております。残る30%の世帯が、この助成金が受けられないこととなります。できましたら町内での格差ができないように、助成金制度をこのまま継続をしていた

だきたいと私としては思っております。今までもこういう協議をしていただきまして、緩和措置をしていただいておりますが、私ども川島町の住民すべてと一緒に各務原市についていくようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。できたらこのまま助成金を継続していただくようお願いしたいと思っております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、あるいはご質問ございましたらご遠慮なく。

【苅谷彰三委員】

一言申し上げます。

先ほどもこの協議で頭の問題ということがございましたが、私もちょっと病んでおりますので、その点ひとつよろしく願います。

私は、これまで下水道というものに関して、遠い昔でございますが、少し思ったことがございます。それは、こうした下水道が完備したような快適な住環境というのは、都会とか、都市の一部の人々の特権であると。私たち田舎に住む者にとっては、それは夢のまた夢であって、とてもかなうものではないという、そんな考えを持ったことがございます。ましてや究極の社会資本整備じゃないかなと、そんなような感じでおりましたが、この夢がだんだん実現しまして、私どもの方でも逐次工事に入らせていただきまして、本当にありがたいと感じている次第でございます。またこうしたことについて、小言を言ったり文句を言ったりしては罰が当たると、そんなような考えでおりますが、ちょっと理解しがたいことがございますので、恐れながら申し上げます。

川島町は、現在二つの島から成って、まさに川中島であります。そして、それは全国的に見てもあまり例のない風土から成り立っております。私は、この歴史というものをまずさかのぼってみたいと思っております。

市長さんの年頭の言葉にありましたように、この木曾川というのは、振り返りますれば天正14年、1586年の大洪水によって、今の木曾川の河道が形成されたと言われております。そして、その時代背景とは申しますと、羽柴秀吉が前年に関白の位をいただきまして、また14年には豊臣姓を賜ったという、絶大なる権力をもって、この木曾川の河道をもって尾張と美濃の国境にしたということで歴史に残っております。

その後、1600年には関ヶ原合戦がございました。そして、徳川家康の勝利によりまして1603年には江戸の幕府が開府されまして、ちょうど去年400年祭でございました。その後1607年には、その九男義直が尾張名古屋へ参りまして尾張藩を継いだわけでございます。そして、その翌年から、この尾張名古屋をこの木曾川の水害から守るために、犬山から弥富まで、ずうっとお困り堤というものをつくりまして、これまで犬山以降、いろんな川がございましたが全部せきとめてしまったんです。そしてその数年後には、今度は美濃平野を守るためと申しまして、岡田将監という方に命じまして、この各務から現在の堤防に沿って大きな堤防をつくったんです。

そして、それによってどういうことが起こったかと申しますと、それまで地続きでありましたものが、ずたずたに切り裂かれてしまったんです。そして、六つも七つものいろんな小さな村になって、そこに住む人々は助け合って、小さなところに寄り添ってきたんです。助け合わなければ生きてこれなかったのも、そこからきずなとか、強い団結力が生まれたと思っています。まさに兄弟のようにして生きてきたんです。それが明治になりまして、村々が合併しまして川島村というものができました。そうした精神は、私は今でもところどころに生きていると思っております。

それが今回、この合併によりまして、その兄弟が差別、えこひいきを受けると、そんなようなことになりましたものですから、まことに耐えがたいなど。そうした耐えがたいことに耐えるということは、大変つらいことでもありますし、悲しいことだと思っております。

もう一つつけ加えさせていただきますと、現在、川島町におきましては、この合併に対しましてほとんど異論は聞いておりません。これは何かと申しますと、やはり住民がこの行政と議会を十分信頼しておると、そういう証拠ではないかと思っております。また、この護送船団によってすべての住民が幸せな方向へ行けるんだと、そういうことを思っておるんです。けど、そういう差別的なことが後々わかりますと、住民はがっかりだと嘆くのではないかと思っております。

以上をもって質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【議長：各務原市長】

本当にずっと歴史から説き起こされまして、切々としたご意見をちょうだいしました。そのほか。

【副会長：川島町長】

暫時休憩をとっていただけませんか。

【議長：各務原市長】

暫時休憩というご意見がございましたので、ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開

【議長：各務原市長】

それでは再開をいたします。

ご意見、ご質問ございましたら、引き続きいただきたいと思っております。

【横山隆一郎委員】

先ほど、助成金、いろいろご意見がございました。これ、川島町のすべての財産を新市において引き継ぐという基本的な概念がないといかんだらうと思うんですね。その財産も、負の財産もいろいろあるわけですが、特にこの助成制度なんていうのは町ならではのものがいしましたが、もともとおかしいと思うんです。まさに市のレベルからいけば負の財産に相当するわけですが、長い歴史の中でなされてきたことですので、新市においても、財産を引き継ぐという意味で、認めていくべきじゃないのかなと。やむを得ない

んじゃないのかと思っております。

【白木 博委員】

今、横山委員が申しましたように、先ほど苅谷委員から、いろいろ歴史的な話の中に、川島町の現在までに至る町民の融和といいますか、そういうものをありありと私も悟ることができました。よって私も、この制度については、もう少しの間ですので、各務原市の全体的な区域からいえば、川島町さんに残された戸数的なものは、言葉は悪いですが、微々たるものですので、それは認めるべきじゃないかなと、こう思っております。

もう一つ、前納報奨金につきまして、各務原市も平成14年度の議会である程度論議をいたしました。ご承知のとおり、最近、行財政改革が叫ばれる中で、どうしても10%に下げたいという執行部の案がありましたが、これは議会においても、あるいは一般市民の中においても随分問題はありましたが、結果的には議決をし、そして現在に至っております。最近になりまして、当然だろうなと考えます。これだけ財政が緊迫している中で、そういうものだけが優遇されるということについては、やっぱり各務原市が先駆者であるな、こういうように私は市民の理解をいただいております。

よって、この報奨金につきましては、川島町さんには申しわけないですが、各務原市の基準に合わせていただくように、ぜひご協力いただけるとありがたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

【横山隆一郎委員】

前納報奨金については、この下水道だけではありません。現在各務原市やいろんなところで前納報奨金があるわけですがけれども、私も、実は何年か前に、前納報奨金が高過ぎる、あるいは不均一だということを一一般質問で提言したことがございます。要するに何だということ、私には金利とスライドして当然でしょうという考え方が、非常に強くございまして、そんな今10%なんていう、各務原市の率ですら金利から考えたらとんでもない率だと思っているわけですね、むしろ10%、20%という議論じゃなしに、多くても数%ということだろうと思うわけですね、金利からすれば。とりあえず10%という各務原市の現行制度ということを考えれば、将来どうするかという議論はこの場ではできませんので、ぜひ川島町さんには金利とのスライドという観点に立っていただいて、各務原市の水準にぜひ合わせていただきたい、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見ございましたらいただきたいと思っております。

〔発言する者なし〕

それではご意見も出尽くしたようでございますので、まとめさせていただきます。

川島の委員さんからご要望のございました排水設備工事助成金制度につきましては、今、各務原市側のお二方の意見、委員のご意見もございました。この制度につきまして、川島町の特殊事情に配慮して、現行制度を新市においても維持していくというように取りまとめをさせていただきたいと存じます。

それから、前納報奨金についてです。今、ご指摘がございましたように、各務原市も平成14年度まで、5年一括納付の場合は前納報奨金が、たしか20%でしたが、こういう時代ですから、平成15年度当初からはそれを10%にするよう議会で議決をいただきまして、引き下げさせていただいたという経緯がございます。これはひとつ各務原市の制度に合わせていただきたいと、こういうふうに取りまとめさせていただきたいと存じます。川島側の皆さんには本当に恐縮でございますが、ご趣旨はよくわかりましたので、ほかの総合的な面でまたお気持ちを酌んで、行政をご一緒にやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【苅谷彰三委員】

はい、わかりました。私は、前納報奨金をお願いしたんでございますが、ただいま会長さんがおっしゃいましたように、私はこの決定に従います。

【議長：各務原市長】

ありがとうございます。

それではもう一度申しますと、排水設備工事助成金制度については、川島町さんの特殊事情に配慮して、現行制度を新市においても維持していくことにいたしまして、その他は原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第46号については、そのように決定させていただきたいと存じます。

続きまして、同じく継続協議となっておりました協議第53号の上・下水道事業（上水道）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【上下水道部会】

それでは、継続協議になっておりました上水道事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

調整案としましては、上水道事業については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、水道料金については、平成16年度は各市町の現行制度とし、平成17年度以降3年度、平成19年度までは緩和措置を講ずる。また料金の徴収方法、給水負担金、開発負担金については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一するというところでお願いします。

それから、14ページの個々の調整案について説明させていただきます。

まず、事務所の位置については、現在の各務原市の水道事業庁舎、三井東町4丁目32番地とする。

それから、給水区域、事業認可等については、各務原市、川島町それぞれ事業認可に基づく給水区域を持っているわけですけれども、合併と同時に、川島町の上水道事業は各務原市に譲渡され、新市一つの給水区域として水道事業を運営していきます。

それから、給水負担金については、先ほど調整方針で申し上げましたように、各務原市の

水準に引き上げて、名称も「給水負担金」ということで統一したいと思います。

それから開発負担金ですけれども、川島町には制度がございませんけれども、合併後、早い時期に各務原市の現行制度を取り入れていきたいということです。

次に15ページ、水道料金の調整方針ですけれども、それぞれ市町によって料金体系が異なっておりますし、徴収時期も異なっておりますけれども、一般家庭の平均使用料、2ヵ月で50立方メートルを使った場合の水道料金は、各務原市が5,870円、川島町が4,300円ということで約36.51%の格差があります。これを3年間で激変緩和措置をとって、平成20年度に統一料金にしたいということです。それから徴収時期については、各務原市、川島町それぞれ隔月検針、つまり2ヵ月に一遍検針して徴収をしているわけですが、その徴収時期が、各務原市の場合は検針の当月徴収ですけれども、川島町の場合は検針の翌月に徴収するということがございます。これについては、合併後、できるだけ早い時期に調整をしたいということです。

それから最後、16ページですけれども、各水源施設の管理等についてです。水源については、新市において、川島町の3ヵ所の水源を新市において引き継いでいきます。その施設の管理方法については、現在、川島町役場の2階にあるテレメータ設備を、各務原市水道事業庁舎の4階に移設して、そこで集中管理で今日な体制をとっていきたいということです。

それから、水道法に基づく水道技術管理者が、各務原市、川島町それぞれ1名ずついるわけがございますけれども、新市になりますと一つの水道事業になりますので、技術管理者は1名ということで、新たに1名を任命するということになりますので、そういうことでお願いしたいと思います。以上です。

【議長：各務原市長】

ただいま協議第53号につきまして説明を申し上げましたが、ご意見、ご質問等がございましたら承りたいと存じます。

【尾関益男委員】

ただいまの説明の中にもありましたが、水道料金及び徴収方法、あるいは会計処理方法についてでございます。今、川島町で、検針月と収納月を市に合わせることにしますと、合併の年には、制度の変更により、2ヵ月分余分に料金を支払うこととなります。これに値上げが重なりますと二重の負担増となります。したがって、合併、即値上げではなく、少し期間を置いた平成18年度以降の料金改正で、よろしくお願いいたします。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

【白木 博委員】

川島の水道については、私はまるっきり無頓着なんですけど、二つほど質問をさせていただきます。

各務原市は地下水を上げておりますが、川島町さんの場合は、木曾川の水源はどんな見通しであるか。そして、今までに渇水対策として何かやられたというような事態が発生したこ

とがあるかということ。この2点について。

【上下水道部会】

川島町の水道課長でございます。川島町は現在、全部地下水でございます。過去に日照りとかいろいろございましたけど、地下水に不足が生じたということは一度もございません。水量は常に安定しております。

【白木 博委員】

各務原市の水道のデータは自分なりに把握しておりますが、部長、川島町の町民が今お飲みの水道の水質と各務原市の水道の水質との異なりはありませんか。

【上下水道部会】

ほとんど同じだと認識しています。

【横山隆一郎委員】

各務原市の水道部の企業努力というのは、我々議会も非常に高く評価をしております。そういうことがあって、何年だったか前に、24%ぐらいやむを得んなということで、一気に水道料金を値上げしたこともございました。企業努力の中に当然コストを下げるという努力もありますし、一方で、料金をどうしてもここまで上げてくれというようなこともあるわけですね。川島町の水道事業の中身をお聞きしますと、これもやっぱり各務原市では考えられないような部分もあるわけですがけれども、正直思いますのは、例えば給水負担金、本当に各務原市の負担金が適切なのかなどなのか。本当にこんなに必要なのかと。余りにも高過ぎへんかと思うんですよ、やっぱり我々各務原市民としても。あるいは水道料金にしましても、県下でも比較的安い方だというものの、もっともっと下げる努力をしてもらいたいなと正直思っております。

だから、調整方針としては、とりあえずはやむを得んにしても、ぜひコストを下げる、それが料金に反映される形で企業努力をしてもらいたい。冒頭に言いましたように、水道部の企業努力は非常に我々も高く評価しますので、ぜひ今後の課題としてやっていただきたいということだけ注文をつけて、この調整案を飲みます。

【白木 博委員】

水道部長、今の横山委員のお話の中にあつた企業努力ももちろん私は認めますが、川島町さんの場合は、企業会計の中に一般財源が投入されておらなかったかね。

【上下水道部会】

そういうことです。

【白木 博委員】

そうやね。そうなると、本来の水道特別企業会計の各務原市がとっている体制と、川島さんが今までとってみえる町費を水道事業へ投入しておるという行為は違法なのかなということ。

【上下水道部会】

そういう手段はございます。

【副会長：川島町長】

これは企業会計だもんでね、株式会社ということで、法の趣旨というのはよくわかるんです。もともと岐阜県全般を眺めていただいた場合に、市の水道企業と、村・町とでは、その辺の料金問題について、本来は、今おっしゃったとおりの方法でやるのが、当たり前のことなんです。ところが、水道料金を決めていく場合、どうしても人口規模とか周囲の町・村を見ながらというのが町・村の行政の中にあるんですわ。議会でも質問が出るんですけれども、何々町はこうだが、うちはどうだとか、そういうことなんです。おっしゃったようにはしていかないかんし、するように努力もしており、これでも現況では、今、羽島郡4町で一番高いのが川島町でございます。

それから一般会計からの投入については、今でも川島の中で、自分で井戸を掘ってやっている方もございます。その人から見れば、これはあまり楽しくはないということです。ただ、率としては、数字にならないような軒数でございます。そういう中で、実は15年度から取り組んでおりましたのは、一般会計からの繰り入れ、これは4分の1ぐらいか。

〔「5分の1です」と上下水道部会の声あり〕

5分の1、今年度からいわゆる投入を引いたと。引いたということは、それでも何とか今、キャッシュフローが2億まで上がりましたので、将来の水源地の改築というようなものもここ5年か10年以内には取りかかるということも踏まえながらやっております。このように、大きい市と村・町の行政というのは、ぴたっと合わないところもあるということも事実でございます、言いわけにはなりませんけれども。

それから、一部は交付税措置があったんかな。

〔「はい、交付税措置がございます」と上下水道部会の声あり〕

なんですわ、町村というのは。交付税というのは一般財源で自由に使えるお金ですので、その分も含めて投入しても、これは違法とかそういうことにはならないと。町や村というのは、そういう特殊な事情もございます。

【議長：各務原市長】

それでは、意見も出尽くしたようでございます。

〔「休憩を」と発言する者あり〕

お申し出がございましたので、暫時休憩を5分ほど、恐縮ですが、よろしく申し上げます。

午後3時47分 休憩

午後3時55分 再開

【議長：各務原市長】

引き続き会議を再開いたします。

休憩中にいろいろ意見を交換もいたしましたので、踏まえて取りまとめをさせていただきます。

皆様のご意見も出尽くしたようでございます。川島の委員さんから、平成17年度は料金を上げないでほしいというご要望でございました。それをいたしますと、階段の傾斜がやや

急になります。平成20年度には料金を統一するというご了解願いたいと存じます。上げ率の詳細につきましては専門部会にお任せをいただくということで、その他は原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしという声でございます。ありがとうございました。それでは、協議第53号につきましては、そのように決定いたしたいと存じます。

次に、協議事項に入ります。

協議第54号の川島地区振興基金の設置についてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

そうしましたら、お手元の水色の冊子でございます。協議事項第54号、第1ページ目でございます。「川島地区振興基金」の設置について（案）というものでございます。

四角の中、川島地区の総合的な発展と振興を図るため、「川島地区振興基金」を設置する。

2ページをお願いいたします。調整方針といたしまして、川島地区の総合的な振興と発展を図るため、「川島地区振興基金」を設置します。

四角の下段でございます。1番としまして、「川島地区振興基金」の設置目的は以下のとおりとするということで、①としまして、両市町の速やかな一体性の確保を図る。②といたしまして、サービス・負担の格差を埋める緩和措置に充てます。③といたしまして、その他川島地区の発展を図るということでございます。

大きい2番といたしまして、基金の額につきましては5億円とすると。このような振興基金の設置案でございます。説明は以上です。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、協議第54号につきまして、ご意見またはご質問がございましたら、いただきたいと思っております。

【横山隆一郎委員】

まず基金の額ですね、5億円。これはどこから出てきた数字か知りませんが、川島町の人口がほぼ1万人で5億円。そうすると、各務原市の人口割合からすると、70億弱ですね。14万人で70億ぐらいの巨額な金額になる。それぐらい5億円というのは多額だよということを申し上げたいわけです。この場合、70億から80億あれば、念願の川島と各務原に1本橋がかかる額だそうでございますけれども、それぐらいの巨額な基金だということを、特に川島町の方々にはご認識いただきたいなと思っております。

それと、先ほど聞くべきか、今聞くべきかちょっと迷っておったんですけれども、例えば水道料金なんかでも、平成17年度を平成18年度にしたり、段階的ということで、どれぐらいか知りませんが、水道部には減収になるわけですね。ここに、サービス・負担の格差を埋める緩和措置に充てるという、これは、その5億円の中から本来なら負担すべきものを、緩和措置するんで、水道部の方にそれに見合う分だけ充当しますよと、そういう金にも充てるんですよと、そういう意味ですか、専門部会。

【企画財政部会】

それでは説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、基金の設置目的といたしまして、①、②、③というふうに三つの項目を立ててございます。実際には、先ほど来、いろいろご審議をいただいております。特に③につきましては、ただいま議長さんの方からお話ございましたように、（仮称）新各務原大橋、そのような70億、80億の事業費からすれば、5億というのは非常に微々たるものであります。あるいは、新市建設計画の中に盛り込まれております各種のインフラ整備一つ、二つに充てましても、5億といたしますのは多額ではない額ではございます。

そして、2番目といたしまして、今、議長さんの方からお話がございました格差是正ということでございます。水道料金にしてみれば、1年度猶予すれば丸々5,000万円単位のお金ということになります。

そして最後になりますが、①の両市町の速やかな一体性の確保ということでございますけど、例えて言いますと、基本的な窓口のノンストップ窓口というのは、各務原市で当然あるような庁舎のインフラ、あるいは防災無線、消防通信設備等、基本的な設備・整備につきましてもかなりのお金を要します。ですので、この段階では、これに幾ら充てますというはつきりした形ではなくて、全体としてそういったものの原資とさせていただきたいという程度にとどめさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思っております。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問も尽きたようでございますので、お諮りをいたしたいと存じます。

協議第54号につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

まことにありがとうございます。原案どおり決定されました。

続きまして協議第55号に入ります。

その他の福祉事業（福祉医療費助成事業）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【住民部会】

引き続きまして協議第55号は、その他の福祉事業のうち福祉医療費助成事業の取扱いについてであります。4ページからをご覧ください。

4ページからの調整方針の向かって左端のところに協議項目がございますが、協議項目にあります1番乳幼児、2番69歳老人、3番重度心身障害者、それから5ページに行きまして、4番の母子家庭等の母と子、5番の重度心身障害老人、これらの医療費助成につきましては、対象範囲が広い各務原市の現行制度に合わせ統一するものであります。

次、6ページをお開きください。6ページの協議項目6の準保護世帯医療費助成事業につきましては、現在、川島町には助成制度はございませんが、新市の住民を対象に現行どおり

存続してまいります。

以上ご説明いたしましたように、各種福祉医療費助成事業につきましては、各務原市の現行制度に統一するといたしましたので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。以上です。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご意見・ご質問ございましたらいただきたいと思えます。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問もないようでございますので、協議第55号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第55号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、協議第56号に入ります。

協議第56号の環境事業（ごみ処理事業・し尿処理事業）の取扱いについて、専門部会から説明願います。

【環境部会】

協議第56号、環境事業のうちごみ処理事業・し尿処理事業の取扱いについてご説明いたします。

調整案といたしましては、一般廃棄物の収集・運搬・処分については、新市において、責任を持って、速やかに調整するというものです。

次のページを開いていただきますと、収集、分別の方法等に若干の差はございますが、こういったものについて、新市において責任を持って調整をするというものでございます。

現在、両市町におきましては、遅滞なく、ごみ・し尿の収集処理が行われ、住民生活をサポートしているわけでございます。川島町におきましては、現在、岐阜羽島衛生施設組合でごみ・し尿とも処理をされております。各務原市においては北清掃センター、クリーンセンターという市内にある市の施設でもって処理を行っております。

川島町がっておりますこの組合に対する権利・義務を承継しながら、速やかに責任を持って新市において調整をするというものでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご質問、あるいはご意見等ございましたら、いただきたいと思えます。

【白木 博委員】

川島町さんにお尋ねします。今、各務原市の場合は、新聞や段ボールなどはPTAで回収して、それに対する助成金を出しているわけですが、御町の場合は今までどんなような経過がありますか。

【副会長：川島町長】

2系統ございまして、1系統は全く同じでございます。

それからあと1系統は、最近になりましていろんな諸般の事情もございまして、一部行政で回収するように、2段階になっております。以上です。

【小島 武委員】

川島町は粗大ごみが2カ月に1回収集に来てくれるんですけど、各務原市は毎月来てもらえるんですかね。それで、粗大ごみというのは、大きさはどれぐらいまでの範囲で。

【環境部会】

大きさに制限はございませんが、北清掃センターで受け入れをするために、例えば大きな材木等はこのぐらいに切りなさいとかいうようなことはしております。しかし、たんすとかそういったものについて、半分に切りなさいということはございません。

【横山隆一郎委員】

調整方針より仕方がないと思うんですけど、川島町さんは戸別方式も現在やっていらっしゃる。これなんかは、やっぱり将来とも残していこうという専門部会の意向なのか、それとも収集方法だけはステーション方式にしていくよというようなことなのか、専門部会ではどのような議論がされておりますか。

【環境部会】

収集業者ともこれは調整をしなければいけないことだと思っておりますし、川島町さんにおかれては、ごみが有料といたしますか、袋1枚5円という有料料金をとられております。一方、各務原市は無料でございますので、そういったことから戸別というのもうなずける点もあるなということで、将来、各務原市において一つにするということであれば、北清掃センターで受け入れれば北清掃センターのやり方で、収集、分別、その他について調整をしていきたいと思っております。

【議長：各務原市長】

よろしゅうございますか。

そのほかございますか。

【村井宏行委員】

今の話で、当面の間という表現の仕方はまずいかと思うんですけども、現状の川島町であれば戸別方式、各務原市ではステーション方式という2段階で、その間に調整しながら、順次、各務原方式へ調整していくようなやり方という認識でよろしいのでしょうか。

【環境部会】

そういうことです。

【村井宏行委員】

はい、わかりました。

【議長：各務原市長】

私から、これは大事なことでなんで補足して説明させていただきます。ごみ及びし尿の収集につきましては、先般の説明会でちょっと私が申しましたが、新市において責任を持って処

理するという言葉は、そのとおりに受け取っていただきたいということです。

その責任というのは二つございます。一つは、そのごみ及びし尿をどこへ持っていくかということについても、新市において責任を持って処理すると、こういうことです。もう一つは徴収方法について、一回じっくり検討すべきだよ、これは。絶対甘えはいかんよ。すべてコストにはね返ってはいかんでね。両市町の立場に立って、じっくり細かく、鋭意検討してもらいたいということだね。これは私の希望。

そのほか、ご質問、ご意見ございますか。

〔「ありません」の声あり〕

ご意見、ご質問も尽きたようでございます。

お諮りいたします。協議第56号につきましては、原案どおり決定したいと存じます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

続きまして協議第57号に入ります。

協議第57号の環境事業（火葬業務）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【環境部会】

環境事業のうち、火葬業務の取扱いについてご説明いたします。

調整方針は、火葬業務については各務原市の現行方式とするであります。

次ページを開いていただきますと、川島町には現在、火葬施設がないということで、一宮市等、近隣市町の施設を利用されているということです。合併と同時に各務原市の現在の火葬場での受け入れをしていきたいと、こう考えております。以上です。

【議長：各務原市長】

本件につきまして、ご意見、あるいはご質問ございましたら、ご遠慮なくいただきたいと思えます。

〔「ありません」の声あり〕

ご意見、ご質問もないようでございますので、お諮りをいたします。

協議第57号につきましては、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、協議第57号につきましては、原案どおり決定したいと存じます。

本日予定されておりました議題につきましては以上でございますが、その他、確認事項があるようでございますので、事務局から説明させます。

【事務局】

それでは、確認事項について事務局よりご説明いたします。

黄色の表紙、確認事項をご覧ください。

いつものようにでございますが、前回、12月13日に開催されました第11回合併協議会まで

の協議状況がまとめてございますので、後ほどご確認をよろしくお願いいたします。

また最後のページには、今後の協議会開催日程の予定を提示してございます。次回は第13回、2月4日水曜日に、本日と同じこの会議室で開催いたしたいと存じます。お忙しいところ恐縮でございますが、スケジュールのご調整をよろしくお願い申し上げます。

なお、次回は、新市建設計画をご決定いただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、このまま順調に進みますと、その次は合併協定書の調印式ということになります。その日程でございますが、事務的には、あくまで事務的という話でございますが、今のところ2月25日午前中を予定いたしております。できますれば、委員の皆様すべてにご出席をいただきたいと考えておりますので、今からスケジュールをお空けいただければと存じます。

事務局からの確認事項は以上でございます。

【副会長：川島町長】

すみません、スケジュールを承りましたが、川島町につきましては、全般的に済んだ段階で、一度住民の皆さんに対して、この合併協の内容をご報告するというようなことを、私としてはやりたいと思っております。まだ議会とは相談いたしておりません。そういうようなスケジュールを、もちろん私も頭に置きますけれども、日程の変更もあり得るということも、よろしくお願いしたいというふうに思います。

【議長：各務原市長】

はい、わかりました。

事務局、その他、ございますか。

〔「以上でございます」と事務局の声あり〕

皆様のご協力のおかげをもちまして、遅滞なく会議が進行いたしました。心より改めて感謝を申し上げます。

これをもちまして第12回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後4時17分 閉会